

認可外保育施設等利用者用

令和6年度

# 幼児教育・保育の無償化 のご案内

秦野市



秦野市こども健康部保育こども園課  
(秦野市役所本庁舎2階)  
〒257-8501 秦野市桜町1-3-2  
電話 0463-82-9606 (直通)

## 1. 幼児教育・保育無償化について

子育て世帯を応援するため、「改正子ども・子育て支援法」が施行され、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されています。

認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となるためには、条件や必要となる手続きがありますので、最後までご一読いただきますようお願いいたします。

## 2. 無償化の対象となる認可外保育施設等について

幼児教育・保育無償化の対象となる認可外保育施設等とは、以下の施設・サービスのうち、事業者からの申請に基づき、施設が所在する自治体が無償化の対象として確認できたものを対象とします。市内の対象施設については秦野市のホームページでお知らせしています。

No.	対象施設・サービス	備考
1	認可外保育施設 ※ 企業主導型保育事業を除く	都道府県等に届出を行っている施設 ※ 国が定める指導監査基準を満たすことが必要ですが、経過措置として指導監査基準を満たしていない場合でも5年間の猶予期間が設けられています。
2	一時預かり事業	認定こども園や、認可保育所で実施しているもののほか、施設の所在する自治体に対象と認められたもの
3	ファミリー・サポート・センター事業	送迎のみの利用は対象外
4	病児・病後児保育事業	送迎に要する費用は対象外

## 3. 無償化の対象となる子どもについて

認可外保育施設等を利用する子どものうち、次の①～④のすべてに当てはまる子どもの利用料が無償化の対象となります。

- ① 当年度の4月1日時点で3歳以上である。または3歳未満で市町村民税非課税世帯※である。

※ 祖父母と同居（二世帯住宅を含む）の場合は、祖父母の市町村民税も含めて非課税であることが条件となります。4～8月分までは前年度の市町村民税、9～3月分までは当年度の市町村民税で判断します。

- ② 保育所、地域型保育事業（小規模保育施設・家庭的保育施設等）、認定こども園（保育利用）、企業主導型保育事業を利用していない。
- ③ 幼稚園または認定こども園（教育利用）を利用している場合は、利用している園の預かり保育が平日8時間未満（教育時間含む。）または年間開所日数が200日未満である。
- ④ 父母に保育を必要とする理由がある。（次ページ参照）

## 4. 保育を必要とする理由について

保護者が次のいずれかの状況にある場合、保育を必要とする理由があると認められます。（父・母それぞれに必要です。）

No.	保育を必要とする理由	保護者の状況
1	就労	1日4時間、週4日（日曜日を除く）、月16日以上働いている
2	妊娠・出産	産前産後（予定日の8週間前（多胎妊娠は10週間前）の日の翌月から、出産後8週の日末日まで）
3	疾病・障害	家庭での保育が困難な病気・障害がある
4	介護・看護	同居の親族を常時介護または看護している
5	求職活動	継続的に求職活動を行っている（認定期間は最大2か月）
6	就学	学校や職業訓練校等に通っている
7	災害復旧	震災、火災、風水害等の復旧にあたっている
8	その他	その他市長が必要と認める場合

※ No. 4、6については、就労と同様の時間条件が適用されます。

## 5. 無償化の対象となる費用について

無償化の対象となる費用は、次の表の上限額と、実際に支払った額（入園料や通園送迎費、給食費等は対象外）を比較して低い方の額となります。複数の施設を利用した場合は、実際に支払った額の合計額と、上限額を比較します。

### ① 幼稚園または認定こども園（教育利用）を利用していない場合

No.	子どもの年齢（4月1日時点）	上限額
1	3～5歳	月額 37,000円
2	0～2歳（非課税世帯）	月額 42,000円

### ② 幼稚園または認定こども園（教育利用）を利用している場合

No.	子どもの年齢（4月1日時点）	上限額*
1	3～5歳	月額 11,300円
2	0～2歳（非課税世帯）	月額 16,300円

※ 幼稚園または認定こども園の預かり保育料と合わせた上限額

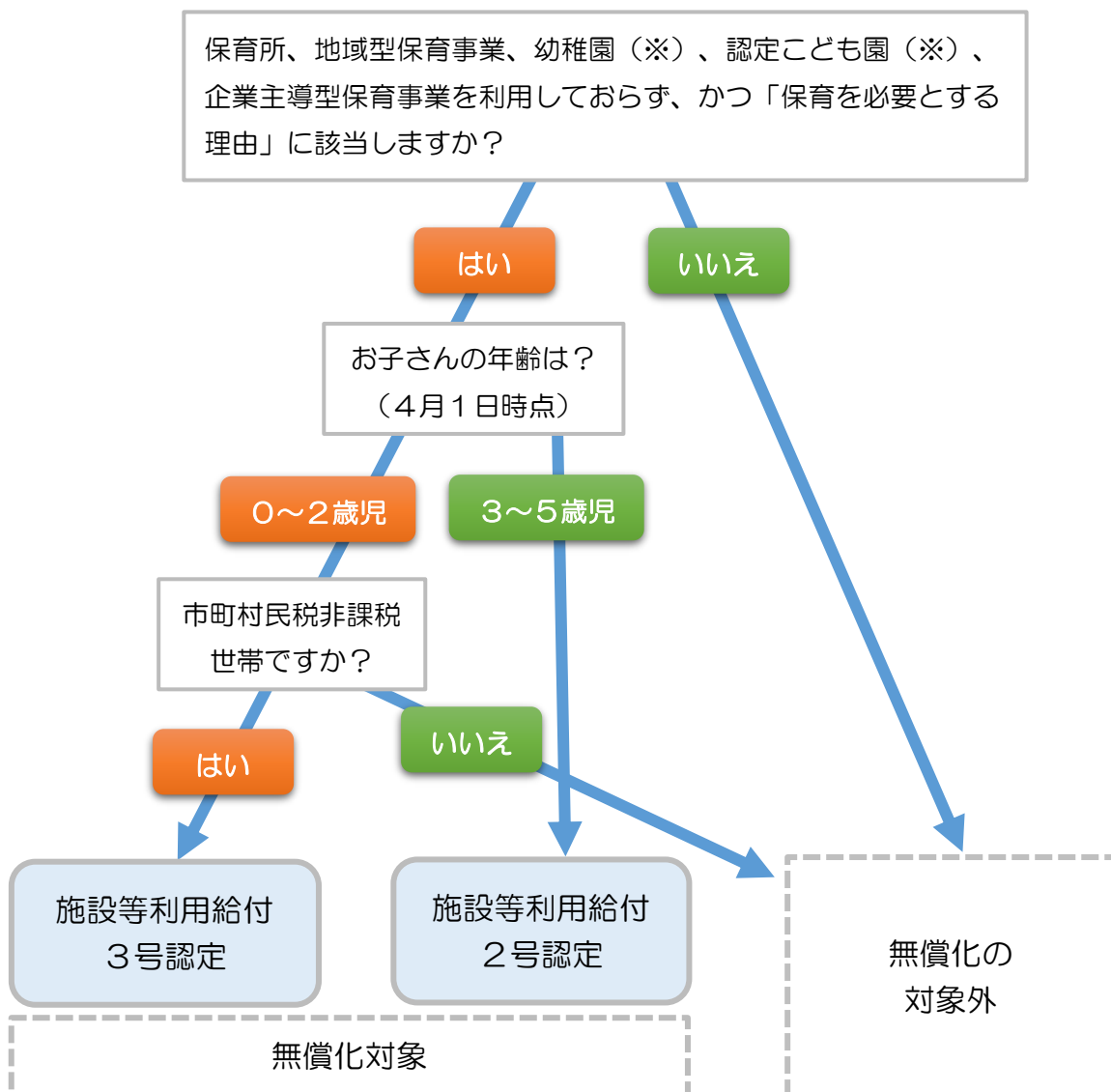
## 6. 利用料の精算について

利用料については、施設等へお支払いください。後日、市または施設から請求書類が渡されますので、3か月ごとにまとめて請求してください。提出後、1か月程度でご指定の口座に振り込みます。

## 7. 無償化に必要な手続き ～認定申請について～

### (1) あなたに必要な認定は？

無償化の対象となるためには、施設等利用給付2号認定または3号認定を受ける必要があります。年齢や要件により対象となる認定種別が異なります。



※ 幼稚園、認定こども園（教育利用）を利用している子どもで、すでに施設等利用給付認定申請書を提出している場合は、今回の手続きは不要です。

## (2) 申請方法

施設等利用給付2号認定または3号認定に該当する方は、次の書類を利用開始希望月の前月末日までに保育こども園課へご提出ください。

## (3) 提出書類

### ① 施設等利用給付認定（変更）申請書兼現況届

記入例を確認のうえ、記入してください。

### ② 保育を必要とする理由を確認する書類

（父・母それぞれに必要です。）

No.	保育を必要とする理由	提出書類
1	就労	就労証明書【様式あり】 ※ 新規に就労する場合は、入所月から3か月の就労時間等を見込みで記載してください。 ※ 自営業、親族の経営する事業に従事している場合は、第三者証明(税理士等の署名または民生委員の調査書【様式あり】)、または確定申告書や開業届等の自営業に従事していることが確認できる書類の添付が必要です。
2	妊娠・出産	母子手帳の表紙と分娩予定日記載ページの写し
3	疾病・障害	医師の診断書（保育が困難であること、その期間の記載が必要です。）、障害者手帳等
4	介護・看護	医師の診断書等、申立書・スケジュール表【様式あり】
5	求職活動	申立書【様式あり】
6	就学	在学証明書、時間割表等
7	災害復旧	罹災証明書、申立書【様式あり】

### ◇注意事項

- (1) 新年度4月からの認定申請の場合、就労証明書、診断書等の証明書類は、10月以降に発行されたものを提出してください。5月以降の認定申請の場合は、申請の締切日現在で、発行後2か月以内のものを有効とします。
- (2) 育児休業から復帰することを理由に認定申請をする場合、認定開始月の末日までに復職証明書を提出してください。提出されない場合、認定は取消しとなります。
- (3) 離婚調停中で配偶者と別居している場合は、裁判所からの通知や弁護士等の証明書を提出することで、配偶者の保育の必要性を確認する書類が不要となります。

### ③ 状況によって必要となる書類

施設等利用給付3号認定を申請される場合で、次の状況に当てはまる方は、市町村民税課税証明書をご提出ください。

No.	状況	提出書類
1	令和5年1月1日時点の住民登録が指定都市にある	その指定都市で発行される令和5年度市町村民税課税証明書
2	令和6年1月1日時点の住民登録が指定都市にある	その指定都市で発行される令和6年度市町村民税課税証明書 ※令和6年6月頃から取得可能です。

※ 指定都市とは

横浜市や川崎市、相模原市、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市等

## 8. 関連ページ

幼児教育・保育の無償化	認定申請・請求方法について
